

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		介護予防・日常生活支援総合事業に係る緩和した基準による通所型サービス実施事業者の指定・更新の指定
根拠法令等及び条項		栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第34条から第43条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
	参考事項	介護保険法第115条の45の3 栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱第2条、第3条、第4条、第5条、第7条及び第8条
	設定等年月日	平成28年11月 2日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(基本方針)</p> <p>第34条 緩和した基準による通所型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従事者の員数)</p> <p>第35条 緩和した基準による通所型サービスを行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間帯に従事者（専ら緩和した基準による通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による通所型サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における当該緩和した基準による通所型サービス、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。</p> <p>2 事業者は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、前項の従事者を、常</p>	

時 1 人以上当該緩和した基準による通所型サービスに従事させなければならない。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス等の単位の従事者として従事することができるものとする。
- 4 前各項の緩和した基準による通所型サービス等の単位は、緩和した基準による通所型サービスであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 緩和した基準による通所型サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による通所型サービスと指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該緩和した基準による通所型サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護であるときは指定地域密着型サービス基準第 2 0 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を、指定介護予防通所介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第 9 7 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 3 6 条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第 3 7 条 事業所は、緩和した基準による通所型サービスの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する緩和した基準による通所型サービスを提供するために必要な場所の面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 緩和した基準による通所型サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第 9 5 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を、指定地域密着型通所介護であるときは指定地域密着型サービス基準第 2 2 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を、指定介護予防通所介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第 9 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第38条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、緩和した基準による通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、通所型サービス従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。

(個別計画の作成)

第39条 緩和した基準による通所型サービス事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、緩和した基準による通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス個別計画を作成するものとする。

(提供拒否の禁止)

第40条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、正当な理由なく緩和した基準による通所型サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第41条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、緩和した基準による通所型サービス介護従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 緩和した基準による通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 3 緩和した基準による通所型サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第42条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 緩和した基準による通所型サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 緩和した基準による通所型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第43条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、利用者に対する緩和した基準による通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 緩和した基準による通所型サービス事業者は、前項の規定により事故の状況及び事

故に際して採った措置について記録しなければならない。

- 3 緩和した基準による通所型サービス事業者は、利用者に対する緩和した基準による通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。